

市・県民税の申告

2月10日(木)から3月15日(火)まで

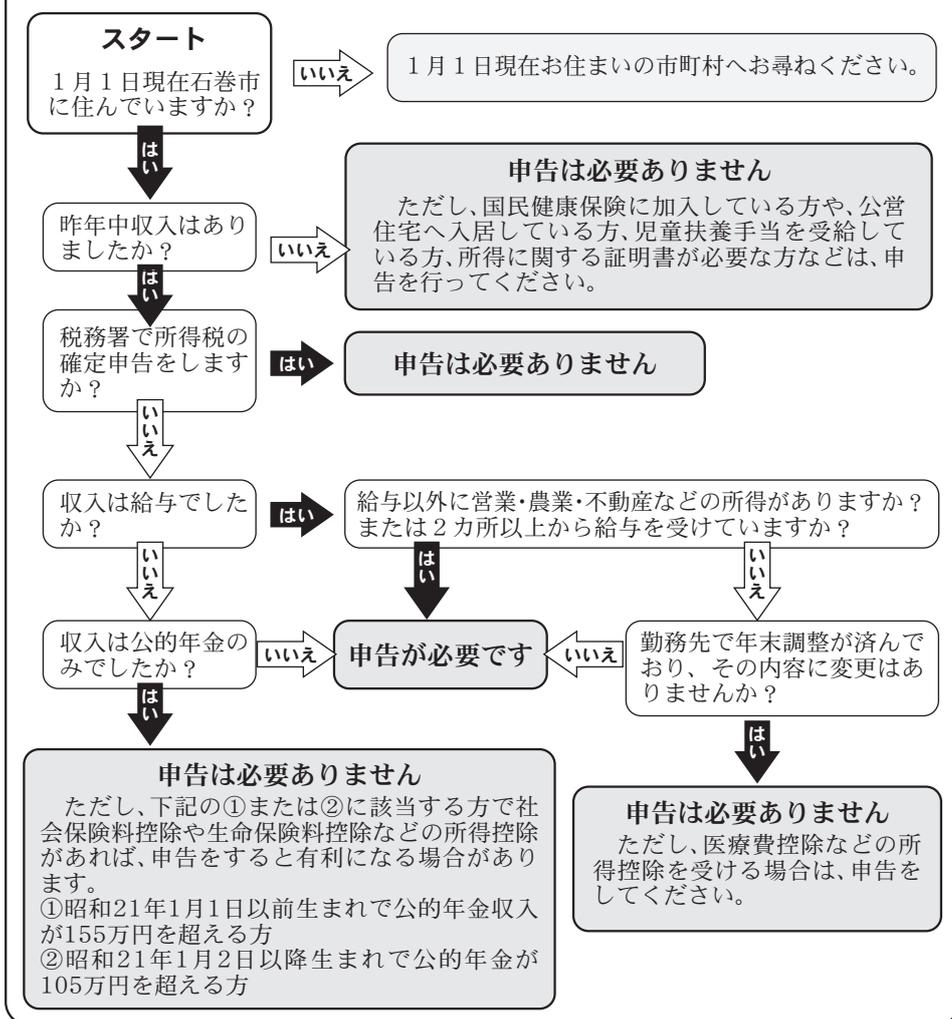
2月10日(木)から市・県民税の申告が始まります。申告が必要と思われる方には、事前に案内はがきをお送りします。なお、案内はがきが届かない方でも申告が必要と思われる方は、お近くの会場で申告をしてください。



※申告受付日程表は、10・11ページに掲載しています。

◆市・県民税の申告が必要な方と不要な方

市・県民税の申告が必要かどうか、以下の設問に答えて判定してみましょう。



みやぎ環境税

県では、宮城の豊かな環境を守り次世代に引き継いでいくため、4月から個人および法人の県民税均等割の超過課税（「みやぎ環境税」）を実施します。

納税義務者・税率

- ・1月1日現在で県内に住所などを有する個人
(税額 年1,200円)
 - ※所得金額が一定の額以下の方など、県民税均等割が課税されない方は非課税
 - ・県内に事務所・事業所などを有する法人
(税率 現行の法人県民税均等割の10%相当額
(年2,000円～80,000円))
- 詳しくは、宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/> をご覧いただくか、お問い合わせください。

問 【税の仕組み】 県税務課

☎ 022-211-2323

【税の使いみち】 県環境政策課

☎ 022-211-2661

◆申告に必要なもの

- 事業所得（営業等・農業）、不動産所得のあった方
→収入や経費などがわかる各種帳簿および領収書
(円滑な申告相談のため、帳簿などはあらかじめまとめてくるようお願いします)
- 給与所得、年金所得のあった方
→平成22年分の源泉徴収票または給与支払明細書
- 次の領収書および証明書(平成22年中に支払ったもの)
 - ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払証明書
 - ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険料の領収書または証明書
 - ・医療費控除を受ける方は、領収書および保険などで補てんされた金額の明細書
 - ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳または市で交付している「障害者控除対象者認定書」
- 所得税の還付申告を受ける場合は、口座番号がわかるもの
- 印鑑（ゴム印は不可）

問 税務課（内線 3093～3098）

駅前・中里・山下・釜・大街道・鹿妻・水明・湊・本庁地区の皆さんへ

今回から申告相談受付会場が、市役所3階多目的ホールになります

市役所庁舎が移転してから初めての申告相談受付となります。スムーズに申告が行えるよう、次の点にご協力をお願いいたします。

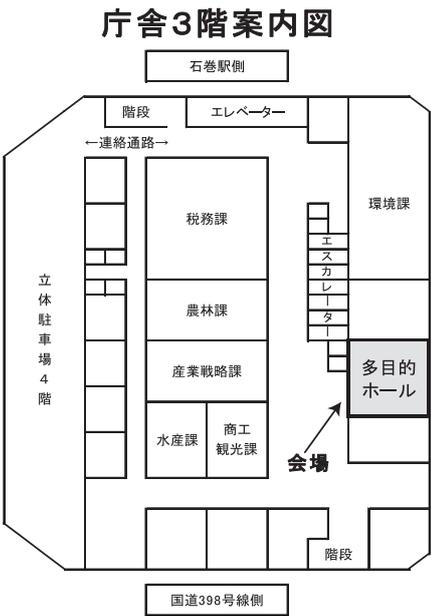
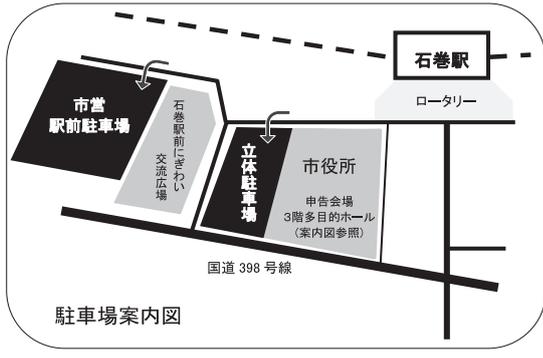
- ・庁舎内および併設する立体駐車場の開放時間
- 警備の都合上、午前8時にならないと入れませんのでご注意ください。

・駐車場

立体駐車場は大変混雑することが予想されますので、庁舎西側の市営駅前駐車場をご利用ください。

なお、駐車券は申告会場へご持参ください。

問 税務課（内線3093）



石巻税務署から

確定申告の受け付けは2月16日(水)から

○申告書は自分で書いてお早めに!

平成22年分所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(水)から3月15日(火)までです。

還付申告の方は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考に記載して、送付などにより早めに提出してください。

また、国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報各種様式および税金に関する疑問に自動的にお答えする「タックス・アンサー」の情報などを提供していますのでご利用ください。

○パソコンで楽々申告!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、申告書を自動計算により簡単に作成・印刷することができます。印刷した申告書は、そのまま税務署に提出(送付)することができます。

また、e-Tax (国税電子申告・納税システム)を利用すると、申告データを直接電子申告することができるほか、e-Taxを利用して申告を行うと5,000円の税額控除を受けることができます(平成19年分から21年分までこの控除を受けた方は受けられません)。

なお、e-Taxを利用するには、事前に開始届出書の提出や電子証明書の取得などの手続きが必要です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書などの送付先
 〒986-0827 石巻市千石町2番35号 石巻税務署

問 石巻税務署 ☎22-4151

※確定申告に関する一般的なご質問は、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。

◆外国船乗組員の確定申告

Q. 私は、1年3カ月の予定で、外国法人A社漁船の乗組員として乗船し、平成22年中の大半は日本を離れていました。しかし、家族は日本に住んでおり、下船期間は日本に帰り、家族と過ごしています。

私は、日本での確定申告が必要ですか?

A. あなたの場合、「居住者」と判断されますので、確定申告が必要な場合があります。

居住者とは 国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

住所の判定 所得税法上の住所とは、その者の「生活の本拠」をいい、船舶の乗組員の住所は、その者の配偶者、その他生計を一にする親族の居住している地またはその者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定することになります。

したがって、あなたの場合、日本に家族がいて、下船時は家族とともに生活していますので、住所は国内にあると判断されます。

確定申告 以上により、外国船乗組員としての勤務が1年以上であっても、居住者と判断されることから、一定の所得を有する場合など、確定申告が必要な場合があります。なお、技術指導などで外国に居住している方の場合、非居住者となる場合があります。

詳しいことはお問い合わせください。

問 石巻税務署個人課税部門 ☎22-4151 (代表)